相続手続きチェックリスト（73項目）

ご家族が亡くなられたあとに必要になることが多い手続きを、時期の目安（亡くなられた日から数えた時期）とともにまとめました。該当する手続きに印を付けてお使いください。

被相続人　　亡くなられた日　　年　月　日　　担当

	手続き	時期の目安	担当	完了日	メモ
死亡直後の手続き（7）					
☐	死亡診断書（死体検案書）の受領	すぐ			
☐	死亡届の提出（7日以内）	7日			
☐	火葬・埋葬許可申請	7日			
☐	世帯主変更届（14日以内）	14日			
☐	国民健康保険の資格喪失届（14日以内）	14日			
☐	介護保険資格喪失届・保険証返納	14日			
☐	年金受給停止の手続き（厚生年金10日・国民年金14日以内）	10日			
解約・名義変更（生活）（11）					
☐	電気の名義変更・解約	1か月			
☐	ガスの名義変更・解約	1か月			
☐	水道の名義変更・解約	1か月			
☐	固定電話・携帯電話の解約・承継	1か月			
☐	NHK受信契約の変更・解約 該当時	1か月			
☐	インターネット・プロバイダ契約の解約 該当時	1か月			
☐	クレジットカードの解約	1か月			
☐	運転免許証の返納 該当時	1か月			
☐	パスポートの返納・失効手続き 該当時	1か月			
☐	マイナンバーカードの返納手続き 該当時	1か月			
☐	各種会員・サブスクリプションの解約 該当時	1か月			
給付金・保険金の請求（8）					
☐	葬祭費・埋葬料の請求（2年以内）	2年			
☐	高額療養費の請求（2年以内） 該当時	2年			
☐	未支給年金の請求	2か月			
☐	遺族年金の請求 該当時	3か月			
☐	生命保険金の請求	2か月			
☐	簡易保険（かんぽ）の請求 該当時	2か月			
☐	入院・手術給付金の請求 該当時	2か月			
☐	死亡退職金・弔慰金の請求 該当時	2か月			
相続人・財産の調査（11）					
☐	被相続人の戸籍謄本収集（出生〜死亡）	1か月			
☐	相続人全員の戸籍謄本収集	1か月			
☐	被相続人の住民票除票・戸籍附票の取得	14日			
☐	相続人の確定・相続関係説明図の作成	2か月			
☐	相続人の印鑑証明書の取得	2か月			
☐	法定相続情報一覧図の作成・申出 該当時	2か月			
☐	名寄帳・固定資産評価証明書の取得	2か月			
☐	預貯金の残高証明書の取得	2か月			
☐	有価証券の残高証明書の取得 該当時	2か月			
☐	負債（借入・ローン・保証）の調査	2か月			
☐	財産目録の作成	2か月			
遺言・遺産分割（9）					
☐	遺言書の有無の確認	1か月			
☐	公正証書遺言の検索・謄本取得 該当時	1か月			

	手続き	時期の目安	担当	完了日	メモ
☐	自筆証書遺言の検認（家庭裁判所） 該当時	2か月			
☐	相続放棄の検討・申述（3ヶ月以内）	3か月			
☐	限定承認の検討（3ヶ月以内） 該当時	3か月			
☐	特別代理人の選任（未成年相続人） 該当時	3か月			
☐	遺産分割協議	4か月			
☐	寄与分・特別受益の確認 該当時	4か月			
☐	遺産分割協議書の作成	5か月			
不動産（7）					
☐	登記事項証明書の取得	1か月			
☐	公図・地積測量図の取得 該当時	2か月			
☐	不動産の評価・査定 該当時	3か月			
☐	不動産の相続登記（名義変更・義務化）	1年			
☐	賃貸借契約の名義変更 該当時	4か月			
☐	借地権・借家権の承継手続き 該当時	6か月			
☐	火災保険・地震保険の名義変更 該当時	4か月			
金融資産（7）					
☐	預貯金口座の解約・払戻し	4か月			
☐	預貯金の名義変更 該当時	4か月			
☐	証券口座の移管・名義変更 該当時	4か月			
☐	株式の名義書換 該当時	5か月			
☐	投資信託の移管 該当時	5か月			
☐	出資金（信金・農協等）の払戻し 該当時	5か月			
☐	貸金庫の開扉・解約 該当時	4か月			
自動車・動産（5）					
☐	自動車の名義変更（移転登録） 該当時	5か月			
☐	自動車保険の名義変更 該当時	5か月			
☐	軽自動車の名義変更 該当時	5か月			
☐	バイク・原付の名義変更 該当時	5か月			
☐	ゴルフ・リゾート会員権の名義変更 該当時	6か月			
税務（5）					
☐	準確定申告（4ヶ月以内）	4か月			
☐	相続税の申告要否判定	3か月			
☐	小規模宅地等の特例の適用検討 該当時	8か月			
☐	配偶者の税額軽減の適用検討 該当時	8か月			
☐	相続税の申告・納付（10ヶ月以内）	10か月			
その他（3）					
☐	事業承継（個人事業の廃業・承継） 該当時	6か月			
☐	デジタル遺産（暗号資産・ネット口座）の調査 該当時	3か月			
☐	遺品整理・形見分け 該当時	3か月			

- 「時期の目安」は、手続きを進める順番の目安です。法律で期限が決まっている手続きは、手続き名の（　）内に期限を書いています（死亡届7日、世帯主変更14日、年金の受給停止（厚生年金10日・国民年金14日）、相続放棄3か月、準確定申告4か月、相続税の申告・納付10か月 など）。
- 相続登記の申請は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に行う義務があります（2024年4月1日から。正当な理由なく怠ると10万円以下の過料の対象）。
- 「該当時」は、ご家族の状況によって必要になる手続きです。すべての手続きが必要になるわけではありません。期限・必要書類は、個別の事情や各機関の取り扱いにより異なります。

このチェックリストを、事務所の案件ごとにクラウドで管理できます。 相続業務管理クラウド「Legcurator」は、この73項目を案件ごとに展開し、担当・期限・進み具合を事務所の全員で共有します。登録不要のデモ：https://legcurator.incurator.co.jp/demo

事務所内でのご利用と、ご依頼者へのお渡しは自由です。ウェブへの掲載・転載・再配布・販売はご遠慮ください。